

第4章 施策の展開

基本目標1 地域共生社会の構築



方向性（1） 地域共生社会に向けた重層的な支援体制の構築

現状と課題

本市は、比較的若い世代が多い一方、住民の入れ替えが顕著で、外国人市民も多く居住しており、近所付き合いの希薄な面が課題となっています。

また、気軽に集まれる場所や情報が少ないといった指摘や、男性が参加できるイベントが少ない、不登校児が多いとの意見も上がっています。

誰もが気軽に立ち寄れる居場所や、気軽に相談できる場など、身近な地域におけるセーフティネットの強化が求められています。

施策の方向性

誰もが地域で共に暮らし続けるため、地域住民の参画と連携を推進し、地域福祉の支援体制を充実します。

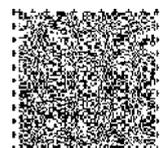
さらに、属性・世代を問わない、包括的な相談体制づくりに向けて、組織づくりや庁外・庁内連携の強化を図るとともに、高齢者分野における地域包括ケアシステムの深化と、多機関連携やアウトリーチ型の支援など、重層的な支援体制の構築を進めます。

市の主な施策

【重層的支援体制整備事業の構築】

重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の一元化や多機関連携など、分野横断的な支援が行える体制を構築していきます。

主な事業	事業概要	担当課
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう整備し、属性・世代を問わない相談・地域づくりに取り組みます。	地域共生社会課



【地域包括ケアシステムの深化】

地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が切れ目なく連携する体制づくりを進めるとともに、地域の多様な主体と連携しながら、住民主体の活動の促進など、包括的かつ持続可能な地域づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域包括ケアシステムの深化	医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供するための体制を整備します。	地域共生社会課

■指標と目標

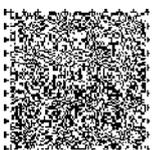
指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
重層的支援体制整備事業の構築	検討	整備



【コミュニティソーシャルワークの推進】

顕在的な課題だけでなく、相談や支援につながりにくかった人々に対しても支援するための相談体制を整えるとともに、様々な地域課題に対し、住民や関係機関と連携を図りながら解決に取り組み、地域支援を推進します。

主な事業	事業概要
多様な機関との連携体制の構築	社会福祉の推進に係る多様な機関等との会議や連携研修会を通じて情報交換を行い、それぞれの活動内容や機能を共有し、顔の見える関係を築くことで、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するための連携体制の構築を図ります。
地域情報の把握	地域住民、関係機関と連携し、各地域の課題解決に向けアプローチできるよう、社会資源、地域の強みなどに関する情報の把握を行います。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の周知・啓発	令和7（2025）年7月に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が支援を必要としている人とつながるよう、社協のCSWの役割について広く周知・啓発を行います。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
連携会議への参加回数	87件	100件
地域アセスメントの実施	6地区	6地区
コミュニティソーシャルワーカー（CSW） が対応した相談件数	-	120件

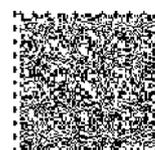
地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域のイベントやサロン活動など地域の活動に参加しましょう。
- ② 身近で困っている人に相談窓口を伝えるなど、つなぎ役になりましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 他の団体や機関と情報を共有し、連携を深めましょう。
- ② 支援が必要な人を見つけて、関係機関につなぎましょう。
- ③ 地域課題を話し合う場や交流の機会をつくりましょう。



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

令和7年7月にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が社協に配置されました。

誰もが安心して暮らしやすい地域を目指し、生活の困りごとや心配事を抱えている人など、地域で困っている人を支援するため、地域住民や関係機関と協力し、問題解決に向けた調整やコーディネートを行う役割を担っています。

■CSW 案内パンフレット

地域でお困りのことや気になることは
コミュニティソーシャルワーカー
(CSW)へご相談ください

【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは】
誰もが暮らしやすい街を目指して、生活の中のお困りごと、地域の中で心配なこと、どこに相談したらいいかわからないことなどを地域の皆さんや関係機関とともに協力して解決に向けたお手伝いをする相談員です。

お話聞かせてください

様々な生活のこと

- ・暮らしのこと
- ・家族のこと
- ・仕事のこと
- ・子育てのこと
- など・・・

地域のこと

- ・地域で繋がりが欲しい
- ・新しい活動を始めたい
- ・交流する場が欲しい
- ・ボランティアをしたい
- など・・・

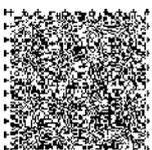
お気軽にご相談ください
一緒に解決方法を考えましょう！

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係
電話 048-486-2485

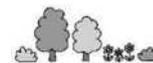
住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします

お困りごとを地域の方々や関係機関とともに協力して解決に取り組みます。

【相談・お問い合わせ】
社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係
〒351-8560
朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター内
電話：048-486-2485（受付：月～金 8:30～17:15）
FAX：048-486-2418
メール：chiki@osaka-shakyo.or.jp



方向性（２） 地域福祉活動等への支援



現状と課題

地域福祉活動を担う民生委員・児童委員や各種福祉活動団体が日常的な見守りや相談活動を通じて、地域住民の支え合いを行っています。地域におけるつながりの希薄化や孤独・孤立の防止が重要となる中で、こうした担い手の役割が一層求められています。

施策の方向性

地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員や福祉活動団体などが安心した活動を継続できるよう活性化に向けた支援を行います。

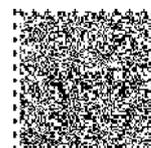
また、健康・福祉などの様々な社会参加活動を支援し、地域全体が「つながり」・「支え合う」仕組みを強化するなど、地域の人と人とのつながりづくりを支援します。

市の主な施策

【民生委員・児童委員の活動支援】

民生委員の定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。

主な事業	事業概要	担当課
民生委員・児童委員の活動支援	パネル展等により民生委員の周知等を行い、定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。	高齢者・地域福祉課



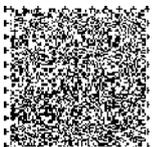
【コミュニティ活動・市民活動の活性化】

自治会や町内会をはじめ、市民活動団体やボランティア団体の取組を支援し、地域の課題解決に向けた自主的な活動が広がる連携・支援を行います。

主な事業	事業概要	担当課
コミュニティ活動の推進	市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。また、自治会連合会やコミュニティ協議会の活動内容等を市ホームページに掲載するとともに、団体が発行する広報紙の発行、配布の支援を行います。	地域づくり支援課
地域保健福祉活動振興事業費補助金	市民が自ら企画し、主体となって取り組む在宅保健福祉の普及及び向上、健康づくりやボランティア等の事業に対し、その経費の一部を助成します。	高齢者・地域福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	地域共生社会課
生涯学習啓発推進事業	人と人をつなぐ生涯学習社会*を実現（コミュニティの形成）するために市民や団体等を支援します。	生涯学習・スポーツ課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
地域福祉活動への参加団体数（地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体及び住民主体の通いの場の活動団体数）	150 団体	233 団体



社協の主な施策

【住民主体の地域福祉活動への支援】

住民が主体的に実施している福祉活動が活性化し、継続的に展開できるよう、福祉情報の共有や相談支援、資金面の支援を行います。

主な事業	事業概要
福祉活動団体等への支援	身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等が継続的な活動ができるよう、相談支援や助成金交付等の支援を行います。
福祉活動団体間の交流事業の実施	各団体の活動が活性化していくよう、交流事業を実施し、地域福祉を支える団体間での情報共有や相互協力体制の構築を図ります。

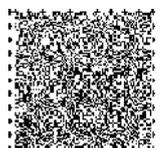
【地域福祉活動支援のための財源確保】

募金や寄付が自分の地域のために活用されていることを実感し、募金活動への賛同を得られるよう、使い道や取組を周知し、募金活動への理解を推進します。

主な事業	事業概要
募金活動の促進	地域福祉の推進に活用される財源確保のため、社協会員の募集、共同募金運動への協力依頼など、地域の支え手として参画してもらえる地域住民が増えるよう、募金の有用性について周知・啓発を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉活動団体等からの相談件数	231件	300件
福祉活動団体間の交流事業の実施回数	1回	2回
募金実績額	10,004,000円	10,500,000円



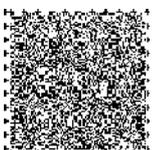
地域でできること

【市民ができること】

- ① 町内会やこども食堂*、シニアクラブなど、地域活動に参加しましょう。
- ② 困っている人を見かけたら、市役所や社協、民生委員などに知らせましょう。
- ③ こどもの貧困*や孤立、災害など、地域課題に関心を向けましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 他の団体や行政と連携し、活動しやすい環境をつくりましょう。
- ② 活動内容や参加方法を、市民にわかりやすく伝えましょう。
- ③ 他の団体と情報を共有し、地域課題に連携して取り組みましょう。



民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援の「つなぎ役」となっています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害のある人、子どもたちの見守りを行っています。

市の民生委員・児童委員は、定数 164 人のところ、令和 7（2025）年 12 月 1 日現在、145 人に委嘱しており、担当地域に分かれて活動しています。民生委員・児童委員のうち、主任児童委員はこどもや子育てに関する支援を専門に担当地域を限定せず活動しています。

民生委員・児童委員で構成する朝霞市民生委員児童委員協議会では、地域を 6 つの地区（東・西・南・北・東北・南西）に分けて、定例会議による情報交換や研修会を行うなど、様々な活動に取り組んでいます。



朝霞市民生委員児童委員協議会総会の様子



方向性（３） 地域福祉人材の発掘及び育成支援



現状と課題

地域福祉活動の担い手の高齢化や活動者の固定化が進み、新しい世代の参加が十分に進まず、担い手不足が深刻化しつつあります。市民アンケート調査結果によると、近所付き合いを今後どうしたいと思うかについて、「近所付き合いをなるべくしたくない」（74.8%）が最も多くなっています。また、近所付き合いを深めたいと回答した中で、深めるためのきっかけとして、「気軽に集える場所」（45.5%）が最も多く、次いで「興味を通じたサークル活動等」（41.7%）が続いています。

なお、今後機会があれば、どのようなコミュニティ活動をしてみたいかについて、「特になし」（44.4%）が最も多くなっており、多様なライフスタイルや働き方が進む中で、どのように地域の活動に興味をもってもらえるか、また、継続的に参加してもらえるかなど、地域福祉人材を拡充していく仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

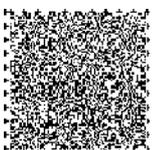
地域福祉を支える担い手の発掘及び育成を支援するため、関係機関や事業所等と連携し、情報の提供や研修の充実に努めるほか、生活支援コーディネーター*と協力し、住民同士の支え合いの取組を進める生活支援体制整備事業を推進します。

市の主な施策

【生活支援体制整備事業の推進】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、公的サービスや制度だけではなく、地域住民同士の支え合いの取組を充実させ、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となった地域づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	担当課
生活支援体制整備事業（再掲）	生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図ります。	地域共生社会課



【認知症総合支援】

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
認知症サポーター*養成講座	地域に暮らす幅広い年齢層の方を対象に、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ることを目的に、認知症サポーター養成講座を行い、支援者の拡充を図ります。	地域共生社会課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
認知症サポーター数	8,190人	9,900人

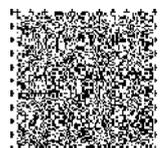


【ボランティア活動の推進】

ボランティア活動についての相談を受け、活動につながるようコーディネートを行います。

また、ボランティア活動への関心を高めるため、講座や講習会を開催し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

主な事業	事業概要
ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	ボランティア活動に意欲のある地域住民の活動支援のため活動団体や関係機関と連携し、ボランティアセンターの調整機能を強化し、幅広い世代の方が気軽に活動に参加しやすい環境を整備し、活動の活性化を図ります。
ボランティア活動の場の提供	世代を問わず福祉への関心を高め、福祉活動に参加してもらえるよう、ボランティアの受け入れを行い、地域福祉の担い手の育成及び活動支援を推進します。
ボランティア講座の開催	ボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動における地域住民の支え合い活動を推進していくため、継続的に講座や講習会を実施します。
災害ボランティアセンターの体制整備	災害発生時に備え、災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう、行政等と連携した設置・運営訓練、災害ボランティア講座の開催など、地域住民が主体的に災害について考える場を提供します。
地域の支え合い活動の推進	日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という思いをつなげ、地域住民が主体的に地域福祉に参画できるよう、「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」行う“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の拡充を図り、地域の支え合い活動を推進します。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
ボランティア相談件数	延べ175件	延べ200件
ボランティア活動受入施設・団体数	36か所	45か所
ボランティアに関する講座・講習会の開催回数	8回	8回
災害ボランティアに関する講座・訓練の開催回数	1回	1回
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動登録者数	77人	80人

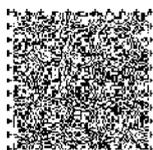
地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会やボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ② 地域の支え合い活動に参加しましょう。
- ③ 防災や認知症など、身近な地域課題を学びましょう。

【関係団体等ができること】

- ① ボランティアの受け入れを通じて、福祉の担い手を育てましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座や活動の情報を広く発信しましょう。



ボランティアセンター

■ボランティアセンターってどんなところ？

朝霞市ボランティアセンターは、朝霞市社会福祉協議会が主体となり、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動など社会貢献活動への参加の促進や地域福祉活動団体、ボランティアグループ等の活動を支援しています。



■ボランティアセンターの主な業務

情報発信

ボランティア募集やボランティアグループ情報など、地域のボランティア情報をホームページやSNSで発信しています。

相談支援

「ボランティア活動をしたい」、「ボランティアに来てほしい」などの相談を受け、ボランティア活動の支援を行っています。

ボランティア保険受付

ボランティア活動を行う際の万が一の事故等に備えて、ボランティア保険の加入を受け付けています。

福祉教育の推進

福祉の心を育むため、小中学校などで福祉体験（車いす体験など）や福祉に関する講演を行っています。

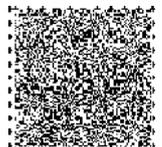
ボランティア体験プログラム

こどもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる、きっかけづくりのための事業を夏休み期間に行っています。市内の施設や多くの団体に協力いただきながら様々な体験メニューを用意し実施しています。



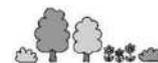
災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは災害（地震・風水害など）が発生した際に、地域や被災した方々の困りごと（ニーズ）の解決を目的に、ボランティア、NPO、行政や関係機関・団体と協働しながら、ボランティア活動を効果的・効率的に行うために設置されるボランティアセンターです。



基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

方向性（1） 相互理解の推進



現状と課題

近年、全国的な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加しています。また、障害者手帳所持者数も増加傾向にある中で、不当な差別・偏見の防止が一層重要となっています。

本市においても、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向となっており、障害者手帳所持者数は全体で増加傾向にあります。

施策の方向性

地域共生社会を実現するためには、誰もがお互いに尊重し合うことが必要となります。考え方の違いを理解・尊重し、自分の考えを伝えることができる社会の実現に努めます。

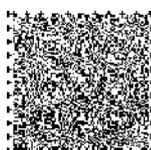
また、認知症の正しい理解や、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、様々な機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

市の主な施策

【地域福祉への理解促進と地域交流の推進】

地域福祉に関する理解と関心を深められる講演会などを実施します。また、小・中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施するなど、支え合いや助け合いの気持ちの醸成、社会参加の機会を推進していきます。

主な事業	事業概要	担当課
地域福祉講演会の開催	市民が地域福祉について理解、興味をもつ機会をつくるため、地域福祉講演会を開催します。	地域共生社会課
障害者理解の促進	ふれあいスポーツ大会、障害者週間啓発事業、障害福祉施設自主製作品展示販売会等を実施し、障害者理解の促進を図ります。	障害福祉課
園庭開放（いっしょにあそぼう保育園で）	未就園児のこどもも保育園で遊ぶことができるよう、市内公設保育園で、毎月2回園庭を開放します。	保育課



【認知症への理解の促進】

認知症に関する理解を深めるための普及啓発活動や、認知症の予防、重症化の防止に向けた取組を進めるとともに、認知症になっても尊厳と希望をもちながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、本人や家族に寄り添った適切な支援に向けた取組を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
認知症への理解の促進	認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。	地域共生社会課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
地域福祉講演会参加者数	48人	200人

社協の主な施策

【地域福祉に関する理解の拡充】

地域の様々なコミュニティ、また教育現場である学校などで福祉教育を推進し、多様な人々と交流する機会を提供します。また、地域住民を対象とした出前講座を実施し、福祉に関する理解と知識を深めます。

主な事業	事業概要
福祉教育の推進	幅広い世代が地域福祉への関心をもち、また、小・中・高等学校などの学習において福祉への理解を深め、助け合いの気持ちを醸成できるよう、地域と連携した実践的な福祉教育を実施し、多様な人々が福祉活動を「知る」、「体験する」機会を創出します。
教職員等を対象とした研修会の実施	学校教育現場における福祉教育の推進には、教職員等の協力が不可欠であるため、教職員や地域の福祉教育に係る地域住民を対象に研修会を実施し、福祉に関する知識・理解の向上を推進します。
出前講座の実施	団体や企業など、様々な活動の場に社協職員が出向き、社協のPR、福祉に関する講座や情報提供を行うことで、地域福祉への理解や関心を促し、福祉活動への参画を推進します。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉教育実施回数	145回	150回
研修会の満足度	80%	90%
出前講座実施回数	17回	24回

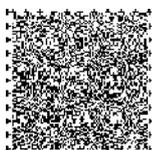
地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会や体験会に参加し、理解を深めましょう。
- ② 学校や地域の福祉教育に参加・協力しましょう。
- ③ 地域の啓発イベントに関心を持ち、情報を共有しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 学校や地域団体と連携し、福祉教育や講座の実施を支援しましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座・体験会を企画し、情報を積極的に発信しましょう。



福祉教育

■福祉教育とは？

福祉教育は、こどもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域でともに生きる力を育む、地域に暮らす全世代を対象とした取組です。

地域で生活する一人ひとりが、地域の中にどのような福祉的課題があるかを考え、解決のために行動する力を学ぶことで福祉の心を育み、「地域共生社会」の実現を進めていきます。

「福祉」とは・・・

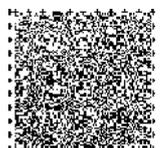


ふ ふだんの く ぐらしの し しあわせ

「ふくし」には、一人ひとりの幸せを考えるとという意味があります。

■朝霞地区四市福祉教育研修会

学校教育現場での福祉教育を推進していくため、学校関係者や福祉教育に協力している方々を対象に、近隣四市（朝霞市・新座市・志木市・和光市）の社会福祉協議会が協働し開催しています。



方向性（２） 権利擁護と尊厳の確保



現状と課題

高齢者や障害者、こどもなどへの虐待など、重大な権利侵害の事案が全国的に増加傾向にある中で、虐待を防止するとともに、尊厳と生命・財産を守ることが重要となっています。

アンケート調査でも、身近に虐待を見聞きする割合が、特に障害福祉サービスを受ける家族で高くなっています。また、こども・若者支援に関する優先事項としても、虐待防止対策の割合が高くなっています。

施策の方向性

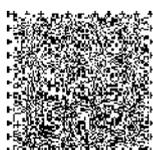
認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、様々な機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。また、日常生活や社会生活に制限を受けている人の負担を減らしていくため、合理的配慮の提供を行っていきます。

市の主な施策

【権利擁護の推進及び虐待やDV*などへの対応】

虐待や人権侵害の早期発見と迅速な対応を行うなど、切れ目のない支援体制を進めていきます。また、支援の専門性を高めるため、相談支援に関わる職員への研修等を行い、権利擁護の視点に立った対応力の向上を図るほか、地域の方々が気づき、声を上げやすい環境整備に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者虐待の防止 (障害者虐待防止センター)	障害のある人への虐待について、相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により、円滑な解決を図ります。	障害福祉課
高齢者虐待の防止	高齢者虐待を発見した（通報を受けた）ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。 また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。	地域共生社会課
児童虐待の防止 児童相談所との連携	児童相談所と連携し児童虐待対応を行い、児童虐待防止のための啓発活動を実施します。また、様々な研修を開催し、対応能力の向上を図ります。	こども家庭課



主な事業	事業概要	担当課
女性総合相談・DV相談	女性総合相談は、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が相談に対応します。 DV相談は、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振られる暴力に関する相談に対応します。	人権庶務課 （女性センター）

【成年後見制度の周知及び利用促進】

国の方針を踏まえ、関係機関等と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
成年後見制度の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な人が財産管理や身上保護で不利益とならないよう、身寄りがない場合に、市長による法定後見開始の審判申立て、成年後見人等の報酬の助成等を行い、制度の利用促進や普及啓発を図ります。	障害福祉課 地域共生社会課

■指標と目標

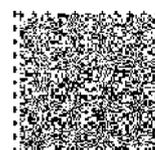
指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
中核機関の設置	検討	設置

社協の主な施策

【権利擁護事業の推進】

権利擁護について地域住民の理解の促進を図るとともに、成年後見人制度の利用促進や、福祉サービス利用援助事業を通じ、高齢者や障害者等の権利擁護に努めます。

主な事業	事業概要
権利擁護に関する周知・啓発	地域の中で福祉サービス等の支援を必要としている人や、虐待などの権利侵害を早期発見できるよう、権利擁護について周知・啓発を行い、地域住民の理解の促進を図ります。
法人後見事業の実施	法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行い、その権利を擁護することを目的に、成年後見人となる法人後見事業を実施します。
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の実施	住み慣れた地域の中で、日常生活を営むのに不安を抱えている高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。



■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
成年後見制度に関する周知・啓発回数	16回	29回
受任件数	-	7件
福祉サービス利用援助事業の利用人数	10人	12人

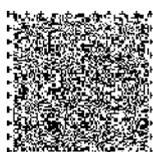
地域でできること

【市民ができること】

- ① 虐待や人権侵害に気づいたら、ためらわずに相談機関に知らせましょう。
- ② 成年後見人制度など権利擁護について学び、自分や家族の暮らしに備えましょう。
- ③ 近所の高齢者や障害のある人に関心をもち、声かけや見守りを心がけましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 職員研修や情報共有を通じて、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ② 団体間で、お互いの得意分野を共有し、連携して支援ができるよう努めましょう。



子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考えるとときに合わせて考えることが大切な「原則」とであるとされています。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

■4つの原則とは

1 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利

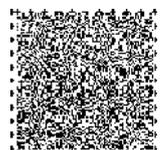
(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重

(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



方向性（３） 社会参加とつながりづくりの支援



現状と課題

地域のつながりが希薄化する中、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、令和6（2024）年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

本市でも、自治会・町内会加入率は年々低下傾向となっており、アンケート調査でも、近所付き合いは5年前と比べて減った、とする割合が高くなっています。また、ご近所付き合いというものが足りていないことが様々な問題につながっているのではないかと、この意見も見られることから、地域住民同士の交流の場や交流機会の創出が課題です。

施策の方向性

誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に、情報提供や各種事業を実施します。

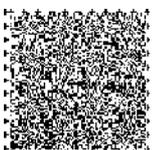
また、孤独や孤立の状態にある方を地域で早期に気づき、児童館運営や交流事業など様々な形で参加や交流につなげられるよう、関係機関や地域団体と連携し、見守りや居場所づくり、参加のきっかけとなる活動を支援します。

市の主な施策

【地域で育む社会参加と共生の場づくり】

スポーツ大会や文化活動など、地域の中で気軽に参加できる機会を広げ、誰もが安心して過ごせる居場所や地域で支え合うつながりづくりを進めます。また、児童館を学校に行きづらい小中学生の居場所として活用するとともに、老人福祉センター等の交流事業を実施することで、こども・若者への居場所の提供や地域とのつながりを支援します。

主な事業	事業概要	担当課
生きがい活動支援事業	高齢者のスポーツ参加への支援や高齢者地域交流室の運営等により、高齢者が身近な地域で生きがいづくりに積極的に取り組めるよう、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	高齢者・地域福祉課
こども・若者の居場所づくりの推進	こども・若者が地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育み、健全な成育環境を確保するため、児童館などの充実を進めます。	こども未来課



【多文化共生への理解の促進】

市民活動団体や関係機関との連携を深め、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター*等の活用などを通じて、多文化共生意識の啓発を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
多文化共生への理解の促進	異なる文化への理解を深め、共生する社会を目指し、市民活動団体や関係機関と連携し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。	地域づくり支援課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
障害に関する啓発・広報活動件数	82件	80件

社協の主な施策

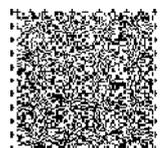
【地域住民の交流の活性化】

ふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体等の活動支援を行い、地域の交流の場の継続、居場所づくりを推進します。また、地域住民同士が交流できるよう、事業や講座を開催します。

主な事業	事業概要
住民主体の交流機会への支援	幅広い世代が参加できる交流の場が継続できるよう、地域住民主体によるふれあい・いきいきサロンや地域福祉団体の活動支援を行うとともに、地域住民や関係機関と連携を図りながら、新たな団体や交流の場の立ち上げを推進します。
交流機会の提供	社協が実施する様々な事業を通じ、参加者同士のつながりづくりや身近に通える居場所づくりを推進します。また、地域で活躍している人や団体と協働で事業や講座を展開することで、活動の場や機会を提供します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
住民主体の活動に関する相談支援件数	延べ125件	延べ150件
地域住民の交流事業の実施回数	24回	30回



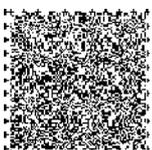
地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域のイベントや交流会に参加し、多文化共生への理解を深めましょう。
- ② 福祉や防災に関する講座や体験会に参加し、知識を身につけましょう。
- ③ 市や社協の広報紙・SNS などから福祉情報を収集し、自分や家族の生活に役立てましょう。

【関係団体等ができること】

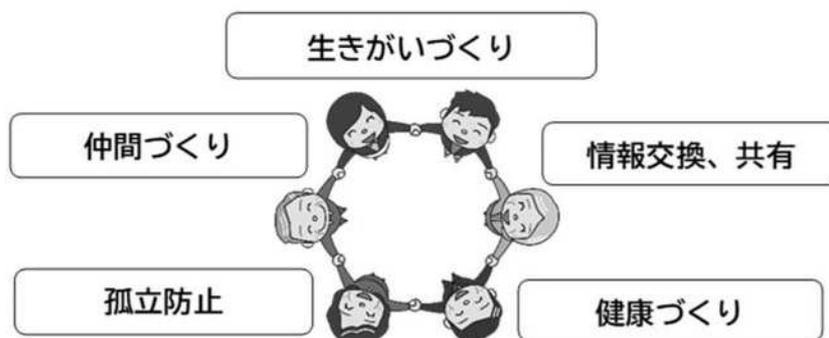
- ① 専門機関と連携し、誰もが相談しやすい支援体制を整えましょう。
- ② 多様な情報発信手段を活用し、福祉サービスの周知を進めましょう。
- ③ イベントなどを通じて、地域福祉活動への参加と協力を呼びかけましょう。



ふれあい・いきいきサロンとは

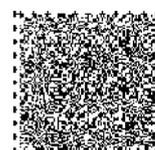
ふれあい・いきいきサロンは、地域で住民同士がつながりをつくる集いの場です。住み慣れた地域で安心して生活できるよう、参加する一人ひとりが楽しい時間を過ごしながらかつねづくりを行い、地域での自分の居場所を広げていくことができる場所となっています。

■こんな効果が期待されています



■サロン交流会

情報交換や、団体間のつながりづくりのため、関係団体の協力を得ながら地域で活動しているサロンの活動者を対象にサロン交流会を実施しています。



基本目標3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

方向性（1） 相談支援体制の充実



現状と課題

本市では、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するとともに、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度、こども人権相談などを開始しています。

本市の福祉に関する相談件数は増加傾向にあり、高齢者世帯の増加やヤングケアラーの問題など、地域の抱える課題は複雑化・複合化しており、どこに相談してよいかわからない人も少なくないことが、アンケート調査から把握されています。

今後も、引き続き多様な課題、対象に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

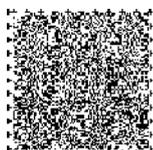
高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。また、若年層への支援として、早期離職による生活困窮やひきこもり・不登校児への相談支援への充実を図り、誰もが社会との接点をもつことができる関係づくりに努めます。

さらに、対応する側の専門性・知識の向上を図るとともに、対面だけでなく電話相談や匿名での相談も受け付けることで相談できる機会を確保するなど、相談しやすい体制の整備を進めます。

市の主な施策

【属性に捉われない相談体制の充実】

相談者の属性や相談内容に捉われない、包括的な相談を受ける体制を充実させ、子どもから大人まで、途切れることのない連携した支援・対応ができる体制を構築します。また、各種相談支援機関のそれぞれが、相談者やその世帯の抱える複雑・複合化した課題を把握し、関係機関等と連携しながら、予防・早期発見・早期対応に努めます。



主な事業	事業概要	担当課
福祉の総合相談	福祉に関して、どこに相談したらよいかわからない、複数の課題があるといった相談に福祉のワンストップ窓口として対応します。	地域共生社会課
妊娠・出産包括支援事業	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。特にリスクの高い妊婦については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向けた基盤づくりを図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭課
学校に行きづらい児童生徒への支援の推進	朝霞市子ども相談室や市内各中学校のさわやか相談室において、教育相談や適応指導教室を実施します。	教育指導課

【人権相談】

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

主な事業	事業概要	担当課
人権相談	人権擁護委員と連携しながら、毎月第1月曜日（祝日の場合は翌週の月曜日）の午後1時から午後4時まで人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、人権尊重意識の向上を図ります。	人権庶務課

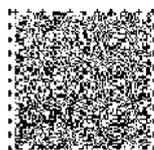
■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
福祉の総合相談件数	1,006件	1,200件

社協の主な施策

【包括的な相談支援の実施】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知するとともに、相談会などを開催することで相談支援の充実を図ります。



主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口*で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。
福祉に関する相談会の開催	専門職による福祉に関する相談会を実施し、地域住民が気軽に相談できる機会を設け、家族・個人等が抱えている悩みの解消を図ります。

【わかりやすい福祉情報の提供】

福祉に関する情報をわかりやすく、正確に提供できるよう、様々な広報媒体を活用し福祉情報の周知を行っていきます。

主な事業	事業概要
様々なツールを活用した情報の発信	誰もが必要なときに必要な情報を得られるよう、広報紙「社協あさか」やチラシの配布などに加え、ホームページや SNS 等のデジタル媒体を活用し、わかりやすい地域の福祉情報の提供や社協の PR を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
総合相談窓口の相談件数	39件	50件
相談会実施回数	14回	20回
福祉情報の提供回数	3,230回	3,500回

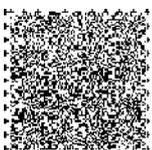
地域でできること

【市民ができること】

- ① 身近で困難を抱えている人がいたら、相談窓口につなぎましょう。
- ② 広報紙や SNS などでも日頃から福祉情報を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 相談者の属性を問わず対応できる相談体制を整えましょう。
- ② 困難を抱える人に寄り添い、関係機関と連携して支援しましょう。
- ③ 制度や支援内容をわかりやすく伝える広報に努めましょう。



方向性（２） 生活困窮者等への支援充実



現状と課題

就労形態の多様化をはじめ、社会経済環境が大きく変化する中、経済的な格差が広がるとともに、生活に困窮する世帯が増加しています。

本市でも、生活保護世帯数及び保護人員は近年増加傾向にある中、相談支援を軸に、自立促進に向けた多様な支援を実施してきましたが、グループヒアリングにおいても、生活困窮者に関する相談窓口が身近にあった方がよいといった意見が上がっています。

今後も、生活困窮者一人ひとりの状況や背景に寄り添いながら、関係機関との連携を強化し、自立に向けた支援を充実していく必要があります。

施策の方向性

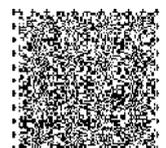
生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努めます。

市の主な施策

【生活困窮者等への支援】

生活困窮者や社会的孤立に直面する人などが自立した生活を取り戻せるよう、支援の質と体制のさらなる充実を図ります。また、必要に応じて専門職との連携を図りながら、住居、就労、学習支援、社会参加の支援など多面的な課題に寄り添い、包括的かつ継続的な支援を行います。

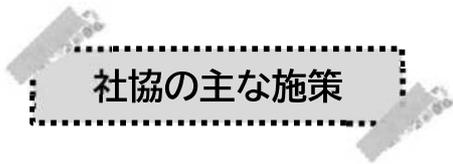
主な事業	事業概要	担当課
生活困窮者・世帯の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援相談、家計改善支援相談、住居確保給付金等活用し、安定した収入を得て生活できるよう、支援します。 また、生活困窮者に対する学習支援事業を通じて、すべての子ども・若者が学習できる環境を提供し、キャリア形成支援を充実します。	地域共生社会課 こども未来課
生活保護における自立の助長	生活保護受給者に対し、経済面や日常生活、社会性など、その方に応じた自立を支援します。	生活援護課



主な事業	事業概要	担当課
教育費用の支援（①就学援助、②入学準備金及び奨学金貸付）	①経済的理由により教育の機会が失われないように、支援が必要な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。 ②経済的な理由で小中学校、高校、大学への入学資金や修学に係る費用にお困りの方に、無利子で入学準備金または奨学金の貸付を行います。	教育管理課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
生活保護受給率	1.34%	1.36%



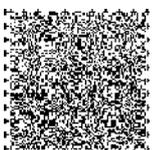
【生活困窮者等への支援】

関係機関と連携を図り、制度や様々な社会資源を活用し、生活の安定、生活再建などの課題解決に向け相談支援を行います。

主な事業	事業概要
生活再建のための相談支援	臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し相談援助を行い、必要に応じて資金の貸付を行います。 また、支援を必要とする低所得者世帯及び高齢者等に対し、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう、埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付など、関係機関につなげる支援を行います。
生活困窮者等への支援	生活に困窮している世帯に対し、生活の一助となる支援事業を実施するほか、関係機関等と連携を図り、こども食堂や学習支援団体の活動など、社会資源の情報提供を行います。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
生活困窮に関する相談支援件数	279件	300件
生活困窮者等への支援件数	69件	80件



方向性（３） 自立に向けた就労の支援



現状と課題

本市では、生活困窮者や障害者の自立に向けて、相談支援を軸に就労や家計改善など、関係機関と連携しながら支援に努めてきました。

今後も、自立した生活基盤の構築に向けて、相談・情報提供を充実する必要があります。

施策の方向性

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。

市の主な施策

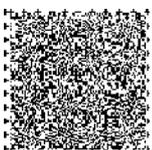
【様々な働き方への支援】

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、ハローワーク*や障害者就労支援センターなど関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。また、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を促し、チームでの就職活動及び就職後の定着支援に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
障害者就労支援センターの運営	就労支援センターを運営し、関係機関や企業などと連携し、就労促進を図ります。	障害福祉課
起業・創業の支援	起業全般、事業計画、開業資金、マーケティングなどのアドバイスを行います。	産業振興課
生活保護受給者への就労支援	生活保護受給者のうち、就労可能な対象者に対し、ケースワーカー*及び就労支援員などにより就労に向けた支援を行います	生活援護課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の能力や経験を活用できる機会づくりとして、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターに対し、運営費の一部補助を行います。	高齢者・地域福祉課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
新規就労者数（生活保護受給者、障害者、シルバー入会者の合計）	316人	359人



社協の主な施策

【相談支援の促進】

日常生活の中で感じる不安や困りごとに対し、誰もが気軽に利用できる相談窓口が地域にあることを周知し、相談支援の充実を図ります。

主な事業	事業概要
包括的な相談支援体制の充実（再掲）	地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
総合相談窓口の相談件数	39件	50件

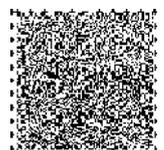
地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域の雇用に関する情報を周囲の人に伝えましょう。
- ② 働くことに悩んでいる人に相談窓口の情報を伝えましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 就労体験の機会を企画・実施しましょう。
- ② 地域の企業と連携して職場体験やボランティア等の受け入れを行いましょう。
- ③ 関係機関と協力し、継続的な情報発信を行いましょう。



認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やそのご家族を温かく見守り、手助けする「応援者」のことです。

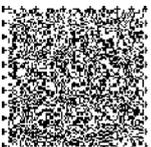
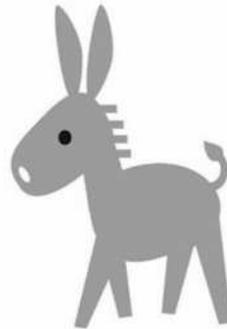
朝霞市では、「認知症になっても、安心して暮らし続けられるまち」の実現を目指しその取組の一つとして、平成 21 (2009) 年度から「認知症サポーター養成講座」を実施しています。令和 7 (2025) 年 9 月時点で 8,423 人が養成されています。

■認知症サポーターになるためには？

認知症サポーター養成講座を受講する必要があります。この講座では、認知症に対する正しい知識と、地域で生活する認知症の方への接し方などを学ぶことができます。

講座を受講し、サポーターになっていただいた方には、認知症サポーターの証であるオレンジリングをお渡ししています。

このオレンジリングは、「認知症の人を応援します」というあなたの意思を社会に示す目印です。



基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実

方向性（1） 地域での見守り体制の充実



現状と課題

近年、自然災害が大規模化、激甚化する中、市民の安全確保が喫緊の課題となっています。そうした中、アンケート調査によると、地域の防災訓練に参加している割合は1割未満と少ない一方、災害時に近所の人に手助けすることができるとする割合は4割強と高くなっています。

推進委員会の中では、地域特性に合った小規模な防災訓練を行っていくことや、他市との連携も視野に入れていくべきなどの意見が出されています。

施策の方向性

住民同士が声を掛け合えるつながりづくりを進めるとともに、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保に取り組みます。

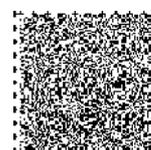
また、犯罪やトラブルの内容は多様化しているため、被害を未然に防ぐためにも、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築できる、安心できる生活環境づくりを推進します。

市の主な施策

【避難行動要支援者支援制度など防災対策の充実】

災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、名簿の定期的な更新を行うほか、自治会・町内会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、消防団などの関係団体との協力・連携体制を推進しながら、平常時からの支援体制を充実します。

主な事業	事業概要	担当課
避難行動要支援者支援制度の推進	災害時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、関係課が連携し、避難行動要支援者台帳を作成、要支援者への登録の推奨を行います。また、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター等の避難支援者となる各団体に配付を行い、災害時における支援のほか、日頃からの顔の見える関係づくりに活用します。	危機管理室 障害福祉課 地域共生社会課 高齢者・地域福祉課



主な事業	事業概要	担当課
防災意識の高揚	防災意識の高揚を図るため、防災に関する情報を市から発信するとともに、自衛隊、消防署及び消防団等の防災関係機関と協力し、こどもから大人まで誰でも参加できる防災イベントを実施します。	危機管理室
地域包括支援センターの機能強化	分野を超えた地域の生活課題について総合的に相談に応じるとともに、重層的かつ複合的な支援が行えるよう、関係機関と連携し、包括的総合相談に取り組みます。	地域共生社会課

【地域で育む見守り体制の推進】

多様な生活課題を抱える方に対し、地域の関係団体や事業所等と連携し、安心して生活できる環境づくりを推進します。

主な事業	事業概要	担当課
高齢者安心見守り支援事業（再掲）	地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組みます。また、市独自の見守りに関するサービスを周知し、必要な方に見守りが行えるように努めます。	高齢者・地域福祉課
妊娠・出産包括支援事業（再掲）	母子手帳の交付の際、保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、切れ目のない支援の実施を図ります。特にリスクの高い妊婦については、妊娠届出の時点から計画的に支援を行い、子育て期に向けた基盤づくりを図ります。また、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行います。	こども家庭課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
市が実施する見守りサービス利用者数（高齢者・障害者・その他）	792人	962人



社協の主な施策

【住民主体の見守り活動の推進】

誰もが地域で孤立せず、住民が身近な地域で支え合い活動を進めていけるよう、関係団体や地域住民と連携し、支え合い、助け合いの地域づくりを推進します。

主な事業	事業概要
小地域福祉活動*における見守り体制の推進	町内会・自治会、ボランティア団体など、地域住民が主体的に行う小地域福祉活動を支援し、平時から顔の見える関係性を築くことが、高齢者や児童の虐待防止などの見守り活動、災害時における支援体制の構築につながることを周知します。
地域の支え合い活動の推進（再掲）	住民同士がつながり、助け合える関係性を築いていくことで、お互いに見守りの担い手になり、安心して地域で暮らしていけるよう、“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動を推進し、地域の支え合い活動の活性化を図ります。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
見守り活動の周知・啓発回数	16回	20回
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の利用件数	118件	140件

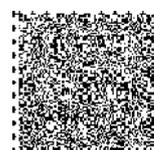
地域でできること

【市民ができること】

- ① 防災訓練や講座へ積極的に参加しましょう。
- ② こどもや高齢者を見守る地域活動に参加しましょう。
- ③ 非常時に備え、自分や家族の避難行動を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 防災・防犯に関する情報発信や啓発活動を強化しましょう。
- ② 連絡会議や研修会を通じて、機関連携の質を高めましょう。
- ③ 災害時の支援体制づくりに向けた訓練や協働を推進しましょう。



“住民参加型” 在宅福祉サービス『あいはあと事業』

～出「会い」・支え「合い」・見守りの「eye」～

■あいはあと事業とは？

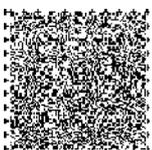
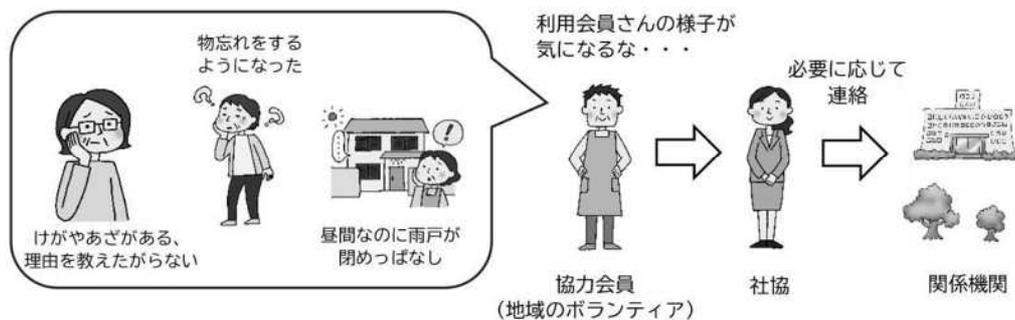
日常生活の中で「ちょっと人の手を借りたいな」、「空いているときに人のお手伝いがしたいな」という想いをつなげる地域の支え合い活動です。

地域の協力会員（有償ボランティア）が高齢者や障害のある人などの日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いすることをきっかけに、お互いに関係性を築き、地域の支え合いの仕組みをつくることを目的としています。

■見守りの仕組み

「あいはあと」という名前には、3つのあい（出会い・支え合い・住民同士の見守りのeye）の気持ちで行う活動、という意味が込められています。

下図のように活動中・活動時以外でも気づきがあれば連絡をいただくなど、見守りの担い手を増やすという視点が含まれていることがポイントです。



方向性（２） 暮らしやすい住まいや移動手段の支援



現状と課題

本市でも、住居確保給付金などを通じて、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への支援を推進しました。一方で、アンケート調査では、賃貸住居に入居が難しい高齢者に対して入居が容易になるようにしてほしいとの意見も見られます。

また、高齢者、障害がある人等への外出支援や、バリアフリー環境の整備を行う必要があるとの意見が挙がっています。

施策の方向性

地域の関係団体や事業所、埼玉県等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保と公的移動手段の充実に向けた取組を推進するとともに、地域の支え合いの意識醸成など、支え合い活動によって暮らしやすさへの支援を図ります。

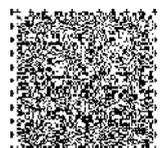
市の主な施策

【住宅確保要配慮者等への支援】

高齢者、障害者、生活困窮者など住宅の確保に配慮が必要な方々に対し、関係各課、居住支援法人*などと連携を図りながら、居住支援相談のほか、住居確保給付金の支給などを通じて安定した住環境の確保を支援します。

また、住宅確保要配慮者への取組として、UR 都市機構*より 50 戸借り受けている市営住宅の提供と、埼玉県の提供している県営住宅の案内等を行っていきます。

主な事業	事業概要	担当課
重度障害者住宅改善費補助金	障害のある人が住み慣れた住宅で快適に住み続けられるよう、重度障害者住宅改善費補助金により、改修にかかる費用の一部を補助します。	障害福祉課
高齢者住宅の提供、住替え世帯の家賃補助、住宅改善費の補助	民間アパートなどに住む高齢者が、老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部を助成します。また、居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた分の費用に対し、助成を行うとともに、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請の方に対しても、介護予防の必要性が認められる場合、改修費用の一部を助成します。	高齢者・地域福祉課



主な事業	事業概要	担当課
住宅確保要配慮者への居住確保の促進	住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現のため、居住支援法人などによる居住支援相談等を行っています。	地域共生社会課 開発建築課

【市内循環バス等の利便性向上】

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。

主な事業	事業概要	担当課
市内循環バス等の利便性向上	持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。	まちづくり推進課
重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助	重度の心身障害のある人の社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通 IC カード、自動車燃料費の中から選択制により補助を行います。	障害福祉課
デマンド交通* (タクシー補助)	バス停までの移動が困難な方で、福祉の移動支援を受けられない方などを支援するため、タクシー利用料金の補助を行います。	まちづくり推進課

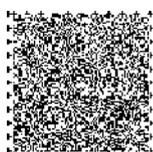
【バリアフリー・ユニバーサルデザイン*に配慮した環境の整備】

高齢者や障害のある人を含めたすべての人の利便性、安全性に配慮した環境の整備を行っています。

主な事業	事業概要	担当課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備	高齢者や障害のある人など誰もが移動できるような道路空間のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進していきます。	道路整備課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
居住支援相談の満足度	98%	100%



社協の主な施策

【住民主体の支え合い活動の推進】

住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域住民がお互いに支え合う意識醸成を図り、住民互助の仕組みづくりを推進します。

主な事業	事業概要
地域の支え合い活動の推進（再掲）	ちょっとした困りごとを地域住民同士がお互いに助け合い、顔の見える関係性を築けるよう、“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の活動を拡充し、地域の支え合い活動を推進します。

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
“住民参加型”在宅福祉サービス（あいはあと事業）の利用件数	118件	140件

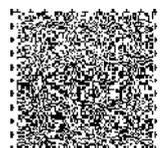
地域でできること

【市民ができること】

- ① 公共交通を積極的に活用しましょう。
- ② 住まいのことで困っている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。
- ③ 公共交通や公共施設を大切に使い、快適なまちづくりに協力しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 住まいに関する相談窓口の周知を図りましょう。
- ② 住まいと公共交通に関する情報や課題を地域で共有しましょう。
- ③ 入居の受け入れに協力してもらえよう、働きかけましょう。



方向性（３） 安心して暮らせるまちづくりの推進



現状と課題

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

再犯防止に向けて、医療や福祉をはじめ、住まい・就労支援など、自立した生活基盤の確保に向けた地域ぐるみの包括的な支援と見守りが求められます。

施策の方向性

地域ぐるみの見守りや各種防犯活動と連携し、犯罪の防止に努めるとともに、犯罪をした人について、地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで、再犯の防止に努めます。

市の主な施策

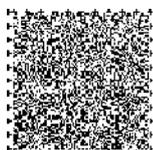
【更生保護*支援】

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会*などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、活動環境の整備や情報提供などの充実に努めます。

主な事業	事業概要	担当課
更生保護関係団体への支援 更生保護サポートセンターの支援 生活困窮者自立支援 更生保護活動支援事業	地域の更生保護活動を推進するため、保護司、更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて保護司会と連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めていきます。さらに、立ち直りを支えるための生活困窮に関する相談に対応していきます。	高齢者・地域福祉課

【防犯活動の推進と情報発信】

事件や災害の発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、防災行政無線や広報、SNSなど多様な手段を活用し、わかりやすい防犯・防災情報を伝える体制を進めていきます。また、青色パトロールの運行や地域の防犯活動を支援するなど、子どもや高齢者を守る取組を推進します。



主な事業	事業概要	担当課
防犯情報の発信 防犯活動の推進	防犯ニュースの配信、防災行政無線の放送等、様々な方法で適時適切な情報発信を通して防犯意識の高揚に努めます。青色防犯パトロールカーの運行を実施するとともに、わがまち防犯隊等による地域の自主的な防犯活動を支援し、市及び地域コミュニティによる見守り活動を推進していきます。	危機管理室

【各啓発運動への支援】

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を支援します。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

主な事業	事業概要	担当課
社会を明るくする運動* 再犯防止に関する広報の推進 更生保護活動支援事業	保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を学校等と連携しながら、支援します。	高齢者・地域福祉課
青少年健全育成事業の推進と自主的活動の促進	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援します。	こども未来課
犯罪や薬物防止など、非行防止教室の実施	市内 15 小中学校において、薬物乱用防止教室を実施します。また、市内中学校で非行防止教室を実施します。	教育指導課

■指標と目標

指標	現状	目標
	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
朝霞支部の保護司人数	16 人	27 人

地域でできること

【市民ができること】

- ① 更生保護の意義を理解し、立ち直りを見守りましょう。
- ② 保護司の活動など、再犯防止の啓発活動に関心をもち、協力しましょう。
- ③ 非行防止教室などの取組に理解を深めましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 更生保護活動の周知と理解促進に取り組みましょう。
- ② 学校や地域と連携し、非行防止に努めましょう。
- ③ 社会復帰に向けて、住まいや就労の確保への支援に努めましょう。



保護司とは？

保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、立ち直りを地域で支える、法務大臣に委嘱された民間のボランティアです。市では令和7（2025）年12月1日時点で、16名が保護司として活動しています。

保護司は主に次のような活動を行っています。

①保護観察

犯罪や非行をした人に対する生活上の助言や更生を図るための約束ごとを守るための指導、面接等

②生活環境の調整

刑務所や少年院などの入所者が、出所後スムーズに社会復帰を果たせるよう、帰住先調査等の必要な受入体制の調整

③犯罪予防活動

社会を明るくする運動等を通じて、犯罪、非行をした人の更生についての地域社会への理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐための活動



朝霞地区保護司会朝霞支部防犯
パトロールの集合写真

